

# 深谷市 農委だより

2022年3月

No. 33



深谷市イメージキャラクター  
ふっかちゃん



市内で新規就農された荒井美也子さん  
(6面にインタビューを掲載しています)



編集  
発行

## 深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎571-1211(代表)、577-3439(直通)・FAX 578-7614



『令和3年度遊休農地調査』  
の結果について

農業委員会では、令和3年8月～9月にかけて市内全域の農地を調査しました。  
この調査により、2249筆、約186ヘクタールの遊休農地が確認されました。  
各地区ごとの遊休農地の状況は、次のとおりです。

地区	遊休農地面積 (ha)		増減
	令和3年度	令和元年度	
深谷・大寄地区	12.5	14.1	-1.6
藤沢地区	35.3	30.7	4.6
幡羅・明戸地区	16.4	14.8	1.6
豊里・八基地区	14.9	13.7	1.2
岡部地区	46.2	32.7	13.5
川本地区	34.5	43.9	-9.4
花園地区	25.7	22.4	3.3
市内合計	185.6	172.3	13.3

担い手の高齢化、農家戸数の減少や相続などによる農地所有者が遠隔地に住むことなどにより、耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加傾向にあります。

耕作されなくなった農地は、雑草等の繁茂や病害虫の発生により周辺農地に悪影響を及ぼすばかりでなく、ゴミ等を投棄されたり、枯草が火災の発生源となったり、隣接する道路を狭めて通行の障害になるなど、環境・防災・交通安全において、問題の原因となります。

雑草等繁茂している農地を、耕作できる状態に戻すためには、多くの時間と費用が必要となるので、早めに草刈り等の対応を行うことにより、周辺環境への影響を抑えることができます。

農業委員会では、遊休農地の解消のために、利用状況調査・利用意向調査を行うほか、雑草等の解消のために通知等で依頼しておりますので、引き続き農地の管理をお願いします。

なお、「農地が遠隔地である」、「相続したが耕作できない」、または、「高齢により管理ができない」などの理由でお困りの方は、貸借等のあっせんをしておりますので、農業委員会事務局までご相談ください。

問 農業委員会事務局 ☎ 577-3439



©深谷市



### 砂ぼこり対策のご協力について

冬から春先の農閑期にかけて、強風で優良土壌が飛散し、風下の地域の住環境に悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えましょう。

- 中低木、竜のひげの植栽または防風ネットの設置
- 次期作に向けた耕運作業を作付け間近まで控える
- 畑かんなどで散水し農地の湿潤化を図る
- 緑肥作物（エン麦、ライ麦）の播種

問 農業振興課 ☎577・3298

### 明日の農業担い手育成塾 はなぞの校設立

令和4年1月26日に、花園農業協同組合が運営主体の「明日の農業担い手育成塾はなぞの校」が設立されました。

4月からは、塾生の新規就農に向け、2年間の実践的な研修が開始される予定です。

問 農業振興課 ☎577・3298

### ネギネクロバナキノコバエの防除

近日、ネギネクロバナキノコバエの被害が見られています。残さを適切に処理し、新たな寄生場所を作らないようにしましょう。

### ねぎ残さなどの腐熟促進

#### ① 石灰窒素を使い、腐熟させる方法

収穫したねぎに幼虫の被害があった場合、残さなどを捨てる時には、速やかに石灰窒素を加え、腐熟させます。残さの上から必ずビニールシート等で被覆密閉し、周囲に飛散させないようにします。幼虫の被害がなかった場合、収穫が終わったら、速やかに耕うんしましょう。また、残さは早めに腐熟させて適切に処理しましょう。

#### ② 微生物分解資材を活用する方法

有機物分解能力を持つ微生物資材を活用し、ねぎ残さを早く分解させます。

※注意！石灰窒素、殺菌剤との同時使用は避けてください。

#### ほ場の周辺作物や雑草管理の徹底

ねぎやにんじん以外の作物や雑草にも寄生するため、周辺作物の薬剤防除や除草作業を定期的に行いましょう。

#### 排水対策

生育期間には、ほ場に水が溜まらないように明きよなどを設置しましょう。

使用した機械等（トラクタや管理機のタイヤ、ロータリ等）は、移動の際には必ず土をよく落として、他のほ場へのまん延を防ぎましょう。

問 農業振興課 ☎577・3298

### 農業産出額向上プロジェクトを始動

近年、農家数の減少とともに農業産出額も減少しています。深谷市の農業生産力を維持拡大して農家の所得向上を図るため、大里農林振興センター、深谷市、JAで深谷市農業産出額向上プロジェクト推進協議会を立ち上げ、次の取組を進めていきます。

#### ① ねぎの作付拡大

ブランド力のある「深谷ねぎ」の年間を通じた需要に因應するため機械の導入や簡易なほ場整備を進め、遊休化した農地等で秋冬ねぎを始め、これまで栽培の少なかった夏ねぎの栽培も推進します。

#### ② ねぎの連作障害の回避

永年の連作が主な原因で発生している黒腐菌核病やネギネクロバナキノコバエなどの被害を抑えてねぎを安定的に生産するため、輪作作物としてえだまめなどの導入を推進します。

#### ③ 新規作物の導入と 新規就農者への支援

農産物直売所などで目玉商品となるような作物の導入や既に地域で動きのある作物の作付拡大を図っていきます。また、これから農業を始めたい人を応援します。

問 大里農林振興センター ☎523・2812

# 農業者の老後の生活に安定を

農業者の方が選択できる2階部分の主な年金は「農業者年金」、「iDeCo(個人型確定拠出年金)」、「国民年金基金」の3種類になります。(農業者年金とiDeCo及び国民年金基金は重複加入ができません。)以下は「農業者年金」と「国民年金基金」の比較になります。ぜひ、農業者年金加入についてご検討ください。

## ●農業者年金と国民年金基金との主な違い

	農業者年金	国民年金基金
月額保険料	2万～6万7千円 ※35歳未満は1万円で加入可能に。 ・いつでも(毎月)保険料額の変更可能 (ただし政策支援対象期間については、 保険料の増額は不可)	性別、加入時の年齢、給付の型、口数 で決定 ・2口目以降増額・減額可能
財政方式	積立方式・確定拠出	積立方式・確定給付
税制優遇	全額所得控除(社会保険料控除) ※配偶者など生計を一にする者の 掛金も対象	全額所得控除(社会保険料控除) ※配偶者など生計を一にする者の 掛金も対象
運用	農業者年金基金	国民年金基金連合会等
年金給付	終身年金	終身年金(1口目) ※2口目以降は終身もしくは有期年金
積立てが元本割れした場合の措置	危険準備金からマイナス分を補填 (65歳裁定時)	運用実績にかかわらず加入時に約束 の年金額支給
運用管理費用	無	有
解約(脱退)	任意脱退はいつでも可能 ※脱退一時金はなく、年金で支給	自己都合での任意脱退はできない ※脱退一時金はなく、年金で支給
申込先	JA、農業委員会	各都道府県の国民年金基金

\*農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を組み合わせた額により将来受け取る年金が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金であり、保険料を支払っている加入者や年金受給者の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

## 農業者年金の概要はYouTubeで見られます

老後の備えに農業者はどの商品を選べばよいか

<https://www.youtube.com/watch?v=t-Kh4swtaJQ>

農業者年金について内容を詳しく知りたい方は、戸別訪問等により詳細を説明させていただきます。(一般社団法人埼玉県農業会議の職員が説明いたします。)ご希望の方は農業委員会事務局(577-3439)までお気軽にお問い合わせください。





# 農業者年金加入の流れ

## ① 加入申込書の提出

加入申込書に必要事項をご記入のうえ、お近くのJAへご提出ください。なお、申込みの際には、保険料の振替口座番号（JA貯金口座）と国民年金の基礎番号が必要となりますのでご注意ください。

## ② 被保険者証・被保険者のしおりの郵送

加入申込み完了後、農業者年金基金から被保険者証と被保険者のしおりが郵送されます。また、通常翌月23日より保険料の納付（毎月）が始まります。

## ③ 国民年金の付加保険料納付手続き

被保険者証が届きましたら、市役所の保険年金課の窓口にて、被保険者証をご持参のうえ国民年金の付加年金への加入手続きを行ってください。（加入義務がありますので、忘れずに手続きをお願いします。）

## ④ 加入手続き完了

■ 加入についてのお問合せは  
農業委員会事務局（☎577-3439）  
または最寄りのJAへ

# 全国優良経営体表彰にて

## 農林水産大臣賞を受賞

令和3年11月12日、農業経営の改善や地域農業の振興・活性化に優れた功績を挙げた農業者を表彰する「令和3年度全国優良経営体表彰」の受賞者が決定し、深谷市農地利用最適化推進委員の高荷政行氏が担い手づくり部門において、農林水産大臣賞を受賞されました。

担い手の経営発展を支えるための農業技術の指導、経営相談への対応などの取り組み及び新規就農希望者や独立・自営業農希望者の研修受入れなどの次世代の経営体の育成の取り組みが評価され、今回の受賞となりました。



# 農地転用や農地改良等をするには手続きが必要です。

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更する場合には、許可申請または届出の手続きが必要になります。また、農地改良（畑の盛土や田畑転換等、新たな耕作土を搬入したり、農地内の耕作土を搬出した）りして、農地の現状を変更する行為）をする場合も一時転用許可申請または届出の手

続きが必要となります。

手続きをせずに無断で農地転用をしたり、許可を受けたが事業計画どおりに転用していない場合等は農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。さらには、個人の場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

# 過去において、他県では次のような事例がありました。

① 農地を無許可で埋め立て、建設残土の仮置き場として使用していた業者が農業委員会の指導に従わないため、県より原状回復命令書が交付され、盛土された建設残土を撤去させた。（A市の事例）

② 許可権者が違反転用者を原状回復命令違反で起訴。簡易裁判所において100万円以下の罰金に処する略式命令が確定した。（B市の事例）

元の農地に復元するには、相当の費用と時間がかかります。状況によっては復元自体が困難な場合があったり、周辺農地に被害をもたらしたりすることもあります。このようなことがないように、まずは事前にご相談ください。

問 農業委員会事務局 ☎577-3439

シリーズ新規就農

「無農薬、種、土」

3つのごこだわり

天美也農園 荒井 美也子さん(38才)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。

シリーズ第28回は、川本地区で就農された、荒井美也子さんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴や、農業を始めたきっかけは何ですか？

A アパレル会社に8年ほど勤めた後、母が起業していた株式会社(会計コンサルディング)の定款に業種を加えて天美也農園として農業参入しました。県の企業参入セミナーで知り合った方に農地を紹介してもらい、深谷市で6反、熊谷市と合わせて1町8反経営しています。

Q 現在主に何を生産していますか？

A ジャガイモ、ニンジンを中心に、里芋、大豆、サツマイモ、ナスなどを作っています。

Q 農業を始めて感じたことは？

A 農業を始めたときに、都内から深谷市に来たのだけれども、冬の赤城おろしの凄さに、自然の力を感じました。

Q 農業をしていて良かったことは？

A お客さまや友人に自分の作った野菜をおいしいと言ってもらえることがうれしいです。農業をやっていくうえで大変なことはあ

りますか？

A 休みが取れないので遠出ができないことと、夏や冬の寒暖の差が激しいことです。

Q 農業をやっている中で心掛けていることはありますか？

A おいしくて安全な野菜を作るため、天美也農園では無農薬、地域の在来種・固定種の種を使う、植物性の堆肥を使用した土づくりの3つにごこだわっています。

Q 休みの日は、何をしていますか？

A 野菜ソムリエの講座を受けに行っています。買い物が好きなのですが、今はなかなか行けません。

Q 将来の夢は何ですか？

A サツマイモやドライトマト等の加工品を作りたいです。また、これから農業を始める人をサポートするためのコンサルディングをしていきたいです。

Q 最後に、これから新規就農する方に一言！

A どういう人に売りたいか、どういう農業経営を目指すのか、具体的なイメージをもって農業をしていくのが大切だと感じています。



天美也農園



〒360-0836  
埼玉県熊谷市武体  
127-2

庭先販売もやっています。

<https://amamiyanouen.co.jp>

Instagram ID amamiyanouen

編集後記

新規就農コーナーのインタビューでは、野菜作りに対するこだわりを語っていただきました。将来的には、新規就農希望者に対してスムーズに農業参入できるように、サポート業務も進めていきたいとおっしゃっていました。荒井さんのように地域の農業に新しい力が加わることを大変うれしく思います。農業委員会としても、就農したいと考えている人が滞りなく農業への参入をしていけるよう、支援していきたいと思っています。

今後とも農業委員会の活動にご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

農委だより編集委員会

- |     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 橋本 繁穂 |
| 委員  | 糸原 清  |
|     | 飯塚 諭  |
|     | 根岸 英男 |
|     | 田中島 隆 |
|     | 馬場 詔二 |
|     | 高荷 政行 |

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

# 全国農業

## 新聞

週刊

金曜日発行

月700円

お申し込みは農業委員会へ